	社保審一介護給付費分科会						
第172回	(R1. 11. 15)	資料 1					

地域区分について

地域区分について

現状·課題

- 介護報酬は、サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別(8区分)及び人件費割合別(3区分)に1単位あたりの単価を定めている。
- 地域別の区分は、統一的かつ客観的に設定する観点から、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定している。その上で、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、介護報酬改定の際に、適用する級地の見直しを行っている。なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分を調整するためのものであり、財政的に増減を生じさせないようにすること(財政中立)が原則として運用してきている。

【平成27年度介護報酬改定】

- 公務員の地域手当の見直しを踏まえ、これに準拠する形で見直し。
- ・その際、自治体における保険料の大幅な変動を緩和する観点から、各自治体の意見を聴取した上で、地域区分について、 当面の間、公務員の地域手当の見直しを反映した値の範囲内で、設定できることとする経過措置を設定。(3年ごとに見 直し)
- ・また、特例として、公務員の地域手当の設定がない地域(「その他(O%)」の地域)のうち、地域手当の設定のある地域と 複数隣接している場合には、「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直しを可 能とした。(複数隣接ルール)

【平成30年度介護報酬改定】

- 平成27年度に設けた経過措置を延長。
- ・特例として、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合には、「当該地域を囲んでいる地域区分のうちー番低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直しを可能とした(完全囲まれルール)
- 前回改定時に地域区分に関する自治体意見を調査したところでは、現行の設定方法について約9割の自治体からは意見がなかった一方で、隣接地域の経過措置の適用状況等により、現在、一部の自治体からは、区分の見直しに関する要望がある。
- また、近年、介護人材の確保が課題となる中、通所系サービスや施設系サービスを中心に、人件費割合は上 昇傾向にあり、より丁寧に実態を見ていく必要があるとの指摘もある。

4

前回の報酬改定における主な意見について

平成29年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋) (平成28年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会)

(2) その他

平成27年度介護報酬改定後の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。

本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。

具体的には、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内の区分を選択できることとし、隣接地域全ての地域区分が当該地域より低くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番高い区分までの範囲内の区分を選択できることとすることが適当である。

また、平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で、平成32年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。

これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である。

なお、地域区分の在り方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきとの意見があった一方、仮に広域的な範囲で設定することとしても、地方自治体のブロック分けの方法や各ブロックにおける級地の設定方法について、より多くの地方自治体の納得を得られるものにするのは極めて困難ではないかとの意見があった。

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋) (平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会)

(2) 地域区分

地域区分については、平成29年度介護報酬改定の審議報告により、特例(完全囲まれルール)と経過措置(※)の適用について、自治体の意向を確認した上で平成30年度改定で実施することが適当であるとされた。

これを受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を平成30年度からの地域区分の級地に反映する。 また、単価の設定にあたり用いる各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に 応じて見直しを行う。

なお、地域間における財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下に、実施する。

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。
- ■介護報酬の基本的な算定方法

サービスごとに算定した単位数



1 単位の単価 サービス別、地域別に設定 10円~11.40円



事業者に支払われる サービス費 1割、2割又は3割は 利用者の自己負担

(根拠)指定居宅サービスの費用の額の 算定に関する基準(告示)等 (根拠)厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)

■1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
	①70%	11. 40円	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円
人件費 割合	255%	11. 10円	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
	345%	10. 90円	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

- ①訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回·随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護
- ③通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設 介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地		6級地				7級地		その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%		<u> </u>		3%			0%	
	東京都	東京都	埼玉県	茨城県	茨城県	宮城県	神奈川県	大阪府	北海道	富山県	愛知県	奈良県	その他の地域
地坝													ての他の地域
	特別区	町田市	さいたま市	牛久市 埼玉県	水戸市 日立市	仙台市 茨城県	三浦市 秦野市	岸和田市	札幌市 茨城県	富山市 石川県	豊橋市 一宮市	天理市 橿原市	
		狛江市	千葉県					泉大津市					
		多摩市	千葉市	朝霞市	龍ケ崎市	土浦市	葉山町	貝塚市	結城市	金沢市	瀬戸市	桜井市	
		神奈川県		千葉県	取手市	古河市	大磯町	泉佐野市	下妻市	内灘町	半田市	御所市	
		横浜市	東京都	船橋市	つくば市	利根町	二宮町	富田林市	常総市	福井県	豊川市	香芝市	
		川崎市	八王子市	成田市	守谷市	栃木県	清川村	河内長野市	笠間市	福井市	蒲郡市	葛城市	
		大阪府	武蔵野市	習志野市	埼玉県	宇都宮市	岐阜県	和泉市	ひたちなか		犬山市	宇陀市	
		大阪市	三鷹市	浦安市	志木市	下野市	岐阜市	柏原市	那珂市	甲府市	常滑市	山添村	
			青梅市	東京都	和光市	野木町	静岡県	羽曳野市	筑西市	長野県	江南市	平群町	
			府中市	立川市	新座市	群馬県	静岡市	藤井寺市	坂東市	長野市	小牧市	三郷町	
			調布市	昭島市	ふじみ野市	高崎市	愛知県	泉南市	稲敷市	松本市	新城市	斑鳩町	
			小金井市	東村山市	千葉県	埼玉県	岡崎市	大阪狭山市	つくばみらし		東海市	安堵町	
			小平市	東大和市	市川市	川越市	春日井市	阪南市	大洗町	岐阜県	大府市	川西町	
			日野市	清瀬市	松戸市	川口市	津島市	島本町	阿見町	大垣市	知多市	三宅町	
			国分寺市	神奈川県	佐倉市	行田市	碧南市	豊能町	河内町	多治見市	尾張旭市	田原本町	
			国立市	相模原市	市原市	所沢市	安城市	能勢町	八千代町	各務原市	高浜市	曽爾村	
			稲城市	藤沢市	八千代市	加須市	西尾市	忠岡町	五霞町	可児市	岩倉市	明日香村	1
			西東京市	逗子市	四街道市	東松山市	稲沢市	熊取町	境町	静岡県	田原市	上牧町	1
1			神奈川県	厚木市	印西市	春日部市	知立市	田尻町	栃木県	浜松市	清須市	王寺町	
			鎌倉市	大阪府	東京都	狭山市	豊明市	岬町	栃木市	沼津市	豊山町	広陵町	1
			愛知県	豊中市	東久留米市	羽生市	日進市	太子町	鹿沼市	三島市	大口町	河合町	1
1			名古屋市	池田市	あきる野市	鴻巣市	愛西市	河南町	日光市	富士宮市	扶桑町	岡山県	1
1			大阪府	吹田市	日の出町	上尾市	北名古屋市	千早赤阪村	小山市	島田市	飛島村	岡山市	1
			守口市	高槻市	神奈川県	草加市	弥富市	兵庫県	真岡市	富士市	阿久比町	広島県	
			大東市	寝屋川市	横須賀市	越谷市	みよし市	明石市	大田原市	磐田市	東浦町	東広島市	
			門真市	箕面市	平塚市	蕨市	あま市	猪名川町	さくら市	焼津市	幸田町	廿日市市	
			四條畷市	兵庫県	小田原市	戸田市	長久手市	奈良県	壬生町	掛川市	設楽町	海田町	
			兵庫県	神戸市	茅ヶ崎市	入間市	東郷町	奈良市	群馬県	藤枝市	東栄町	坂町	
			西宮市		大和市	桶川市	大治町	大和高田市	前橋市	御殿場市	豊根村	山口県	
			芦屋市		伊勢原市	久喜市	蟹江町	大和郡山市	伊勢崎市	袋井市	三重県	周南市	
			宝塚市		海老名市	北本市	三重県	生駒市	太田市	裾野市	名張市	徳島県	
					座間市	八潮市	津市	和歌山県	渋川市	函南町	いなべ市	徳島市	
					綾瀬市	富士見市	四日市市	和歌山市	玉村町	清水町	伊賀市	香川県	
					寒川町	三郷市	桑名市		埼玉県	長泉町	木曽岬町	高松市	
					愛川町	蓮田市	鈴鹿市	福岡県	熊谷市	小山町	東員町	福岡県	
					愛知県	坂戸市	亀山市	春日市	飯能市	川根本町	菰野町	北九州市	
					刈谷市	幸手市	滋賀県	大野城市	深谷市	森町	朝日町	飯塚市	
					豊田市	鶴ヶ島市	彦根市	太宰府市	日高市	441	川越町	筑紫野市	
					滋賀県	吉川市	守山市	福津市	毛呂山町		滋賀県	古賀市	
					大津市	白岡市	栗東市	糸島市	越生町		長浜市	長崎県	
					草津市	伊奈町	甲賀市	那珂川町	滑川町		野洲市	長崎市	
					京都府	三芳町	京都府	粕屋町	川島町		湖南市	X-911	
					京都市	宮代町	宇治市	40/ 2 H)	吉見町		東近江市		
					大阪府	杉戸町	亀岡市		鳩山町		京都府		
					堺市	松伏町	向日市		寄居町		城陽市		
					枚方市	千葉県	長岡京市		千葉県		大山崎町		
					茨木市	野田市	八幡市		木更津市		久御山町		
					八尾市	茂原市	京田辺市		東金市		兵庫県		
					松原市	及原巾 柏市	京田辺市 木津川市		東並市 君津市		共庫宗 姫路市		
					松原币 摂津市	和巾 流山市	不洋川巾 精華町		石澤市 富津市		姫崎巾 加古川市		
					授净币 高石市		桐華町		高洋巾 八街市				1
						我孫子市					三木市		1
					東大阪市	鎌ケ谷市			山武市	.	高砂市		1
					交野市 兵庫県	袖ケ浦市			大網白里市	1	稲美町 播磨町		1
			ĺ		共興宗 尼崎市	白井市 酒々井町			長柄町 長南町		渖阳川		
					化崎市 伊丹市				東京都				1
						東京都							1
					川西市				瑞穂町				1
					三田市	福生市			檜原村 神奈川県				1
					広島県	武蔵村山市			神奈川県				
					広島市	羽村市			箱根町				
					府中町	奥多摩町			新潟県				
					福岡県 福岡市				新潟市				
地域数	00		0.4	00		 	137				160		1308
地以致	23	6	24	22	52	L	137				169		1308

級地の設定状況について

1. 複数隣接ルール及び完全囲まれルール等の適用状況

(自治体数)

	合計	最終値 適用済	経過措置適用中 (段階的に引き上げ又は引き下げ)				
	(A+B)	(H30改定時) (A)	(B)=(C)+(D)	本来の級地よりも 引き上げ(C)	本来の級地よりも 引き下げ(D)		
公務員の地域手当に準拠	358	272	86	3	83		
複数隣接ルールを適用	48	47	1	_	1		
完全囲まれルールを適用	29	18	11	1	10		
広域連合ルールを適用	3	3	_	_	_		

- 2. 令和3年度改定で設定する特例の適用が見込まれる地域
 - ① 隣接地域全てが高い(低い)自治体数 44(周囲が全て高い12、低い32)
 - ② 当該地域よりも高い級地と複数隣接しており、その中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある自治体数 7

(参考) 平成30年度改定において級地変更があった自治体数 48(引き上げ48、引き下げO)

完全囲まれルールの適用 4 経過措置の変更 14 経過措置の終了 27(※2) 広域連合の新設(※1) 3

- (※1) 平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域も同様の取扱いとしている。
- (※2) 経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前(経過措置の値)と同じ値を設定する3自治体を除いている。

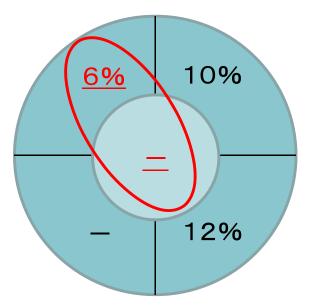
各自治体に適用される級地の見直しの考え方(これまでの取扱い)

【原則】 公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、特例として級地の変更を認める。

- ①平成27年度介護報酬改定
 - 公務員の地域手当の設定がない(O%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(O%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(複数隣接ルール)
- ②平成30年度介護報酬改定 当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域 を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(完全囲まれルール)

【上記①に該当する事例】



〇原則

地域手当の区分に準拠

→ 0 %

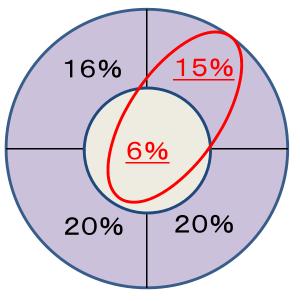


<u>〇特例</u>

複数隣接している地域区分 のうち、一番低い地域区分の 範囲内で選択可能

- →以下のいずれかを選択
 - . 0%
 - **3%**
 - 6%

【上記②に該当する事例】



〇原則

「地域手当の区分に準拠」

 \rightarrow 6 %

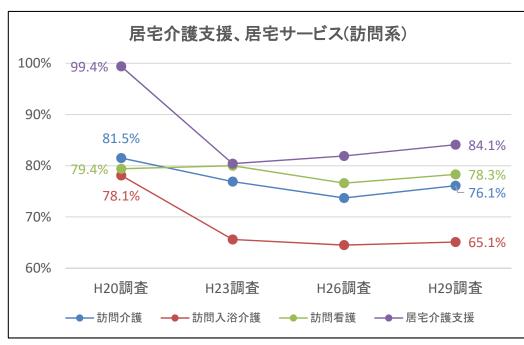


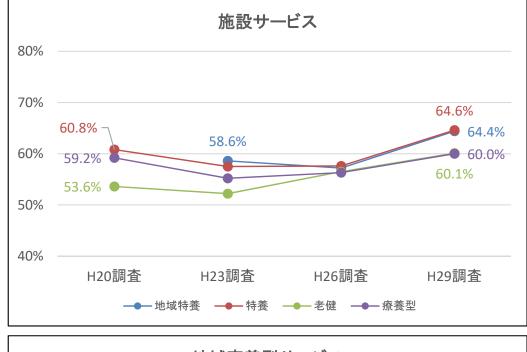
<u>〇特例</u>

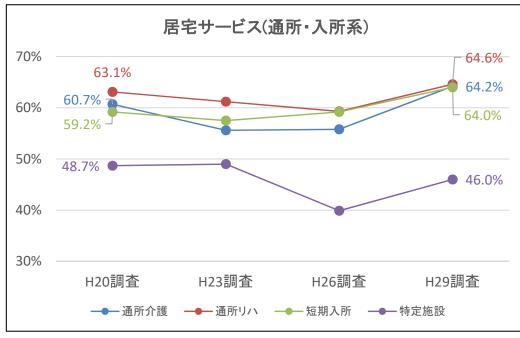
当該地域を囲んでいる地域 区分のうち、一番低い地域区 分の範囲内で選択可能

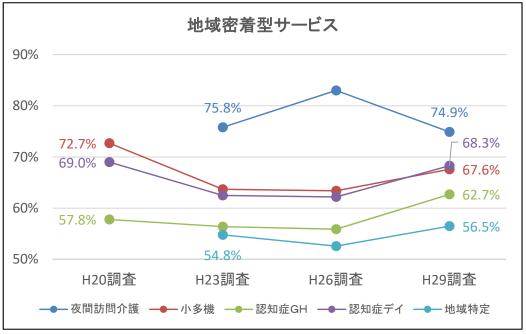
- →以下のいずれかを選択
 - 6%
 - 10%
 - 12%
 - 15%

人件費割合の推移(収入に対する給与費の割合)









(出典)介護事業経営実態調査

級地の設定について

対応案

- 令和3年度改定に当たっては、現行の級地を適用することを基本とし対応することとしてはどうか。その際、現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、必要に応じ引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。
- また、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体を対象として、引き上げ又は引き下げを認めることとして はどうか。

具体的には、次のいずれかに該当する自治体を対象として、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げる(又は引き下げる)ことができることとしてはどうか。

- ① 当該地域の地域区分よりも高い(低い)地域に囲まれている場合(完全囲まれルール)【平成30年度介護報酬改定時にも適用】
- ② 当該地域の地域区分よりも高い(低い)級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合(引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く)【新規】
- サービス毎の人件費割合については、人件費が上昇傾向にあること踏まえつつ、財政中立を原則とした制度であることを考慮しながら、来年度以降、さらに検討することとしてはどうか。